



スカパーJSAT

衛星役務利用放送専用サービス 契約約款細則

第4版
(平成23年7月)

スカパーJSAT株式会社

衛星役務利用放送専用サービス契約約款細則 目次

| | |
|-----------------------------------|---|
| 細 則 | 1 |
| 1 専用契約者が行う電気通信役務利用放送の放送に係る当社の承諾基準 | 1 |
| 2 相続または法人の合併もしくは分割による専用契約の地位の承継 | 1 |
| 3 事業の全部譲渡による専用契約の地位の承継 | 2 |
| 4 専用契約者の氏名等の変更 | 2 |
| 5 電気通信設備の維持 | 2 |
| 6 資料の提出 | 2 |
| 7 正式言語 | 2 |
| 8 準拠法 | 2 |
| 9 裁判管轄 | 3 |
| 10 標準時間 | 3 |
| 11 トランスポンダ技術仕様 | 3 |
| 12 衛星役務利用放送専用サービスに係る技術資料の項目 | 3 |
| 附 則 | 4 |

細 則

1 専用契約者が行う電気通信役務利用放送の放送に係る当社の承諾基準

- (1) 専用契約者が行う電気通信役務利用放送の放送に成人向け番組(以下「成人番組」といいます。)が含まれる場合は、専用契約者は、当該番組の視聴契約に際し、視聴者が視聴可能年齢以上であることを確認した上で視聴契約を締結するとともに、ペイパービュー(課金単位が一の放送番組となっている有料放送をいいます。以下同じとします。)サービス以外の成人番組の放送にあたっては、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を終日講じ、成人番組を視聴する権利を有さない児童、青少年等の視聴者に容易に成人番組の視聴を選択する機会を与えないよう成人番組と成人番組以外の放送番組の放送番組番号識別子を区別する等の措置を講じることができる見込みであること、または講じたものであること。なお、成人番組とは、成人を対象とし、性的な行為及び衣服を脱いだ人の姿態を表す映像作品で、次の解釈に従うものとします。
 - ア 性的な行為とは、性交、性交類似行為(性交と同視し得る手淫、口淫などをいいます。)、同性愛行為及び自慰行為などの表現をいい、このような表現に伴う強姦、輪姦、排泄、愛撫、その他の陵辱行為や変態性欲に基づく表現を含みます。
 - イ 衣服を脱いだ人の姿態とは、社会通念上公衆の面前で着衣すべき衣服を脱いだ全裸または半裸の姿態であり、かつ、性器(陰毛を含みます。)、肛門、胸部、臀部等を露出誇示した姿態をいいます。
- (2) ペイパービューサービスの成人番組の放送にあたっては、一の放送番組単位でペアレンタルロック等の青少年保護措置を講じる見込みがあること、または講じたものであること。
- (3) 成人番組の放送を行おうとする専用申込者または専用契約者(以下「専用契約者等」といいます。)が、人工衛星による成人番組の放送の倫理または審査に関する当社が指定する団体(以下「成人番組倫理団体」といいます。)への加入が承諾される見込みがあること、または加入していること。
- (4) 専用契約者等が成人番組倫理団体の成人番組に係る規定等を遵守できる見込みがあること、または遵守していること。
- (5) 専用契約者等の放送番組が成人番組倫理団体の審査を受け、登録される見込みがあること、または登録されていること。
- (6) 専用契約者等がデジタル符号化装置等運用者にこの基準を遵守させることができる見込みがあること、または遵守させていること。
- (7) 当社もしくはデジタル符号化装置等運用者が、専用契約者等に対して、ペアレンタルロック等の青少年保護措置を講じるための電気通信設備もしくは電気通信設備の動作に係るソフトウェアの提供ができる見込みがあること、または提供していること。

2 相続または法人の合併もしくは分割による専用契約の地位の承継

- (1) 相続または法人の合併もしくは分割により専用契約の地位の承継があったときは、承継者は、地位の承継後、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社所定の地位承継届出書を提出していただきます。
- (2) 前項の場合において、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、前項の規定による代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。
- (4) 当社は、法人の吸収合併による専用契約の地位の承継の場合であって、存続会社との専用契約に指定した放送番組の数及び伝送容量係数に消滅会社との専用契約に指定した放送番組の数及び伝送容量係数を合算して消滅会社との専用契約を終了することができることとし、合算後の存続会社との専用契約の利用開始日は、早い方を優先して取り扱います。

- (5) 当社は、法人の吸収分割による専用契約の地位の承継の場合であって、吸収分割により承継しようとする専用契約者との専用契約に指定した放送番組の数及び伝送容量係数に承継する放送番組の数及び伝送容量係数を合算できることとし、合算後の専用契約の利用開始日は、早い方を優先して取り扱います。
- (6) 当社は専用契約者と専用再契約者が合併するときは、第4号の取り扱いをしません。

3 事業の全部譲渡による専用契約の地位の承継

- (1) 専用契約者が電気通信役務利用放送の業務を行う事業の全部を譲渡したことにより専用契約の地位の継承があったときは、承継者は、地位の承継後、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社所定の地位承継届出書を提出していただきます。
- (2) 前項の規定による承継者が既にこの契約約款に基づく専用契約を締結している者である場合であって、その専用契約及び継承した専用契約の人工衛星の指定事項が同一であるときは、承継者が既に締結していた専用契約に指定された放送番組の数及び伝送容量係数と承継した専用契約に指定された放送番組の数及び伝送容量係数を合算できることとし、合算後の専用契約の利用開始日は、早い方を優先して取り扱います。

4 専用契約者の氏名等の変更

専用契約者は、その氏名もしくは名称または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに当社に届け出ていただきます。

5 電気通信設備の維持

- (1) 当社は、衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る当社の電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)及び施行規則に適合するよう維持します。
- (2) 前号の衛星役務利用放送に係る設備の維持にあたっての当社及び専用契約者の実施体制は、登録申請書の設備維持業務を実施する体制の欄の記載のとおりとします。

6 資料の提出

- (1) 当社は、契約約款第15条(専用申込の承諾等)の規定に基づき専用申込を承諾するときに必要と認められた場合は、専用契約者に専用申込書(契約約款第11条(専用申込の方法)第4項の書面を含みます。)の記載事項を特定するために必要な書類及び資料を提出していただくことができることとします。
- (2) 専用契約者は、当社が衛星役務利用放送専用サービスの提供に係る人工衛星局及び地球局に関して、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)、電気通信事業法関連諸規則、電波法及び電波法関連諸規則の規定に基づく手続きを行うにあたり必要と認められた場合、または衛星役務利用放送専用サービス及び当社が人工衛星を使用して提供しているその他のサービスの円滑な提供のため必要と認められた場合は、デジタル符号化装置等に関する必要な書類及び資料を提出していただきます。

7 正式言語

契約約款及び契約約款に関連する書面その他の一切の表現方法について使用する言語は日本語とします。

8 準拠法

契約約款及び契約約款に関連して発生する契約行為その他一切の法律行為に関連する準拠法は日本法とします。

9 裁判管轄

契約約款または専用契約の履行に起因して発生する紛争については、東京地方裁判所を第一審専属管轄裁判所とするものとします。

10 標準時間

契約約款及び専用契約の履行等に関連して使用する標準時間は、日本標準時を基準とします。

11 トランスポンダ技術仕様

トランスポンダの性能は、次のとおりとします。

| 項目 | 性能 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 周波数帯域 | Kuバンド |
| 人工衛星 | 3号衛星、4号衛星 |
| トランスポンダが飽和したときの等価等方輻射電力 (EIRP) | 52.0dBW以上 |
| 備考 | |
| 1 トランスポンダの性能の測定は、当社の定めた方法に基づき当社の横浜衛星管制センターに設置された中継器特性測定装置 (ATS) 及び北緯35度30分07秒、東経139度31分06秒に設置された地球局設備を使用して行います。 | |
| 2 EIRPの測定は、単一の搬送波を使用します。 | |

12 衛星役務利用放送専用サービスに係る技術資料の項目

- | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1 衛星役務利用放送専用サービスの概要 2 専用回線の構成 3 回線設計において考慮すべき基本的な事項 4 回線設計に係るトランスポンダの伝送特性等 5 衛星役務利用放送専用サービスに係る専用回線の保守 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

(実施期日)

この細則は、平成14年3月6日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成14年4月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改定規定は、平成16年4月16日から実施します。

附 則

(放送法改正に伴う契約約款細則の適用)

放送法改正に伴う衛星デジタル多チャンネル放送サービス契約約款の廃止(平成23年6月30日付け)と同時に、衛星役務利用放送専用サービス契約約款に基づく専用契約を締結した専用契約者に対し、この衛星役務利用放送専用サービス契約約款細則を適用する措置を講じた。

資料名 衛星役務利用放送専用サービス契約約款細則

| | |
|------------|-----|
| 平成 14年3月6日 | 第1版 |
| 平成 14年4月1日 | 第2版 |
| 平成16年4月16日 | 第3版 |
| 平成23年7月1日 | 第4版 |

スカパーJSAT株式会社
東京都港区赤坂1-14-14

TEL : 03-5571-7770
(衛星事業部門 代表)

(不許複製、禁転載)

